

一般社団法人住宅あんしん検査 住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般社団法人住宅あんしん検査（以下「乙」という。）は、関係法令等を遵守し、住宅省エネルギー性能証明書の発行に関する審査（以下「証明審査」という。）の実施について必要な事項を定め、この約款（申請書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第1条（甲の責務）

甲は、申請する住宅（以下「対象住宅」という。）の情報を乙所定の申請書（以下単に「申請書」という。）に明記しなければならない。

- 甲は、申請書ならびに乙が求める必要書類を乙に提出しなければならない。
- 甲は、乙が提出された書類のみでは証明審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の証明審査業務の遂行に必要な範囲内において、対象住宅の仕様その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 甲は、引受承諾書に記載された額の料金（以下「審査料等」といいます。）を、乙の請求に基づき期日までに支払わなければならない。なお、乙の預金口座への振込みにより支払う場合において、振込みに要する費用は甲の負担とする。
- 前項の規定にかかわらず、審査料等の支払にあたり株式会社ネットプロテクションズが提供する「N P後払い」を利用する場合、乙は審査料等債権を同社に譲渡し、同社が甲が指定する審査料等負担者に審査料等を請求するものとする。この場合、乙は、審査料等負担者の個人情報等を「N P後払い」サービスに必要な範囲で株式会社ネットプロテクションズに提供することとし、甲は、審査料等負担者から当該個人情報の提供に係る同意を取り付けなければならない。

第2条（乙の責務）

乙は、関係法令等及びこれに基づく告示・命令等に従い、適正に業務を行わなければならない。

- 乙は、住宅省エネルギー性能証明書または不発行通知書（以下、単に「証明書」という。）の発行を、次条に定める日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第3条（業務期日）

乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

- 乙は、甲が第1条及び次条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 第2項及び前項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

第4条（証明書交付前の変更申請）

甲は、証明書の交付前までに甲または対象住宅所有者の都合により対象住宅に改修工事を実施する場合は、改修工事の着工前までに乙に通知するとともに、改修部分の審査に係る図書を乙に提出しなければならない。

- 乙が、前項の改修工事が証明審査に影響があると認められた場合または証明書の交付後に証明審査に係る部分に改修工事を実施した場合は、甲は、当初の審査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 前項の規定により改めて申請する場合において、乙は、その必要に応じて、追加の現地検査を行うものとし、必要な審査料等は甲が負担する。
- 第2項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第5条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 乙が、正当な理由なく、証明審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面または電磁的記録をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第6条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面または電磁的記録をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 甲が、正当な理由なく、審査料等の全額を支払期日までに支払わない場合
- 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき
- 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第7条（乙の免責）

乙は、証明審査を実施することにより、対象住宅が建築基準法及びその他法令等に適合することを保証しない。

- 乙は、証明審査を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 乙は、甲が提出した申請書その他の書類に虚偽があることその他の事由により、適切な業務を行うことができなかつた場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

第8条（国土交通省等への報告）

乙の行う証明審査業務について、乙は、国土交通省や税務署等から業務に関する報告を求められた場合には、当該事案にかかる審査の内容、判断根拠その他の情報について、報告等を行うことができるものとする。

第9条（個人情報の取扱い）

乙は、委託業務に関して知り得た個人情報（以下単に「個人情報」という。）を主に次の目的のために利用する。

- この契約に基づく委託業務の提供、契約の維持管理
- この契約に基づく委託業務以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（グループ会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含みます。）の案内、提供や引受けの審査及びこれらの業務の履行、契約の維持管理
- 乙は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先等の第三者に個人データを提供するほか、乙のグループ会社との間で個人データの共同利用を行う場合がある。
- 乙は、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することができる。この場合には、乙は個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

【注】 詳細は、乙のホームページの「個人情報の取扱いについて」の記載内容に従い、個人情報を取り扱うものとする。

第10条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己に利益のために使用してはならない。

- 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
- 既に公知の情報である場合
- 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第11条（反社会的勢力との関係遮断）

甲は、乙に対し、次の条件を全て満たすことを表明し、保証する。

- 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋またはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと
- 自らまたは自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者等ではないこと
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 自らまたは第三者を利用して、乙（乙の業務委託先等を含む。）に対し、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為をしないこと、または偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為をしないこと

- 乙は、甲が前項の表明及び保証に違反した場合、何らの通知、催告その他の手続きを要せずに、直ちにこの契約を解除することができる。その場合、甲は、解除により生じる損害について乙に対し一切の請求を行わないものとする。また、甲は乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

第12条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第13条（変更）

乙は、法令の変更その他の乙が必要と認める場合は、この約款を変更することができる。

- この約款を変更する場合、乙は、その効力発生時期を定め、かつ、約款を変更する旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期を事前に乙のホームページで掲示する等の方法により周知するものとする。

第14条（管轄裁判所）

この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（準拠法）

この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

（附則）

第1条 この約款は2024年1月4日から施行する。